第2.7規則　船員の配乗の水準

目的　船舶の安全かつ効率的な運航のために船員が船舶において十分な人数で労働することを確保すること。

1　加盟国は、船員の疲労並びにそれぞれの航行の性格及び条件についての懸念を考慮して、全ての条件の下で船舶が安全かつ効率的に及び保安に十分な考慮を払って運航されることを確保するため、自国を旗国とする全ての船舶が船舶内で雇用される十分な数の船員を有することを要求する。

A2.7基準　船員の配乗の水準

1　加盟国は、船舶が安全かつ効率的に及び保安に十分な考慮を払って運航されることを確保するため、自国を旗国とする全ての船舶が船舶内に十分な数の船員を有することを要求する。全ての船舶は、権限のある機関が発行する安全のための最少の船員の配乗に関する文書又はこれと同等の文書に従い全ての運航条件の下で船舶及びその乗員の安全及び保安を確保するため、並びにこの条約の基準を遵守するため、人数及び資格の観点から十分な船員を配乗する。

2　権限のある機関は、船員の配乗の水準を決定し、承認し、又は変更する場合には、十分な休息を確保し、及び疲労を少なくするために労働時間の超過を回避し、又は最少にする必要性並びに適用可能な船員の配乗の水準に関する国際文書（特に国際海事機関の文書）に掲げる原則を考慮する。

3　権限のある機関は、船員の配乗の水準を決定する場合には、食料及び料理の提供に関する第3.2規則及びA3.2基準に定める全ての義務を考慮する。

B2.7指針　船員の配乗の水準

B2.7.1指針　紛争解決

1　加盟国は、船舶における船員の配乗の水準に関する苦情若しくは紛争について調査し、及び解決するための効果的な制度を維持し、又は当該制度が維持されていることを確認すべきである。

2　船舶所有者団体及び船員団体の代表者は、他の者又は機関と共に参加するか否かを問わず、1に規定する制度の運用に参加すべきである。

第2.8規則　船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会

目的　船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会を促進すること。

1　加盟国は、海事部門における雇用を促進し、並びに自国の領域内に住所を有する船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の増大を奨励するための国内政策を有する。

A2.8基準　船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会

1　加盟国は、海事部門に安定的かつ有能な労働力を供給するため、船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の提供を奨励する国内政策を有する。

2　1に規定する政策は、船員がその能力を強化し、資格を向上させ、及び雇用の機会を増やすことを支援することを目的とする。

3　加盟国は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船舶における職務が主として船舶の安全な運航及び航行に関係する船員の職業指導、教育及び訓練（勤務期間中継続して行われる訓練を含む。）のための明確な目的を定める。

B2.8指針　船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会

B2.8.1指針　船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会を促進するための措置

1　A2.8基準に規定する目的を達成するための措置には、次のものを含めることができる。

(a)　船舶所有者又は船舶所有者団体との合意であって経歴の向上及び技能の訓練について定めるもの

(b)　資格を有する船員の職種別による登録簿又は名簿を作成し、及び維持することによって雇用を促進するための措置

(c)　適切な労働を確保し、及び維持し、個人の雇用の見通しを改善し、並びに海運業における技術及び労働市場の条件の変化に対応するため、船舶及び陸上において、船員の技能を向上させ、及び他の分野でも活用することのできる能力を船員に習得させるための追加の訓練及び教育の機会を促進すること。

B2.8.2指針　船員の登録

1　船員の雇用が登録簿又は名簿によって管理される場合には、これらの登録簿又は名簿には、国内法令若しくは国内慣行又は団体交渉の合意によって決定される方法により、全ての職種の船員を含めるべきである。

2　1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員は、船員としての雇用について優先されるべきである。

3　1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員は、国内法令若しくは国内慣行又は団体交渉の合意によって決定される態様で就労することができる状態にあることを要求されるべきである。

4　1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員の人数は、国内法令が許容する限りにおいて、海運業の需要に応じた水準に達するように定期的に見直すべきである。

5　1に規定する登録簿又は名簿に記載される船員の人数の削減が必要となる場合には、関係国の経済的及び社会的事情を考慮に入れた上で、船員に対する有害な影響を防止し、又は最小のものとするため、全ての適当な措置がとられるべきである。

第三章　居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供

第3.1規則　居住設備及びレクリエーション用の設備

目的　船員が船舶において適切な居住設備及びレクリエーション用の設備を有することを確保すること。

1　加盟国は、船舶において労働し、若しくは居住し、又はその双方を行う船員のため、自国を旗国とする船舶が当該船員の健康及び福祉の増進に適合する適切な居住設備及びレクリエーション用の設備を提供し、及び維持することを確保する。

2　この規則を実施する規範に定める要件であって船舶の構造及び設備に関連するものは、関係する加盟国についてこの条約が効力を生ずる日以後に建造された船舶についてのみ適用する。当該日前に建造された船舶については、千九百四十九年の乗組員設備改正条約（第九十二号）及び千九百七十年の乗組員設備（補足規定）条約（第百三十三号）に定める船舶の構造及び設備に関する要件が、関係する加盟国の法令又は慣行に基づき当該日前に適用されていた限りにおいて、引き続き適用される。船舶は、そのキールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階にある日に建造されたものとみなされる。

3　別段の明文の規定がない限り、船員の居住設備及びレクリエーション用の設備に係る規定に関連する規範の改正に基づくいかなる要件も、関係する加盟国について当該改正が効力を生ずる日以後に建造された船舶についてのみ適用する。

A3.1基準　居住設備及びレクリエーション用の設備

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し次のことを要求する法令を制定する。

(a)　船舶において労働し、若しくは居住し、又はその双方を行う船員のための居住設備が安全かつ適切であり、及びこの基準の関連する規定に適合していることを確保するための最低基準を満たすこと。

(b)　(a)に規定する最低基準の当初の及び継続的な遵守を確保するために検査を受けること。